

大山崎町教育委員会議事録

—令和5年 教育委員会3月定例会—

大山崎町教育委員会

令和5年 教育委員会3月定例会 議事録

1. 日 時 令和5年3月24日（金）
開会 午前10時 閉会 午前10時40分
2. 場 所 大山崎町役場 3階 中会議室
3. 議 事
 - 日程第1 前回会議録の承認について
 - 日程第2 諸報告について
 - 日程第3 (第4号議案) 令和5年度学校教育・社会教育の指導の重点を定めることについて
 - 日程第4 (第5号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
 - 日程第5 (第6号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
 - 日程第6 (第7号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
 - 日程第7 (第8号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
 - 日程第8 (第9号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
 - 日程第9 (第10号議案) 第二大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
 - 日程第10 (第11号議案) 第二大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
 - 日程第11 (第12号議案) 第二大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
 - 日程第12 (第13号議案) 大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について
 - 日程第13 (第14号議案) 大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について
 - 日程第14 (第15号議案) 大山崎町社会教育委員の委嘱について
 - 日程第15 (第16号議案) 大山崎町社会教育委員の委嘱について
 - 日程第16 (第17号議案) 大山崎町社会教育委員の委嘱について
 - 日程第17 (第18号議案) 大山崎町社会教育委員の委嘱について
 - 日程第18 (第19号議案) 大山崎町社会教育委員の委嘱について
 - 日程第19 (第20号議案) 大山崎町社会教育委員の委嘱について
 - 日程第20 その他

4. 出席委員

教 育 長	馬 場 信 行
教育長職務代理者	吉 川 栄 一
委 員	南 顕 融
委 員	宮 本 佳 子
委 員	渕 田 瑞 希

5. 欠席委員

なし

6. 事務局

教育次長、学校教育課長、生涯学習課長、生涯学習課担当課長兼中央公民館長、生涯学習課参事兼歴史資料館長、生涯学習課総括主幹兼文化芸術係リーダー、体育館館長、学校教育課主幹兼学校教育係リーダー（書記）

7. 傍聴者

なし

会 議 内 容

教育長

おはようございます。

年度末になり、先週と今週のはじめに、小中学校の卒業式が執り行われ、私も出席させていただきましたが、凜とした雰囲気の中、子どもたちの姿が本当に逞しいなと感じました。

季節が進んでいって、昨日も雨、そして明日も雨模様、菜種梅雨と言うようですが、この雨が色々なものを潤してくれる、またそのような季節であることを嬉しく思っております。

委員の皆様には、お忙しいところお集りいただき、本町の教育に対してご尽力いただいていること、感謝申し上げます。

またよろしく願いいたします。

それではただいまから、令和5年大山崎町教育委員会3月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1、前回会議録の承認についてを議題といたします。

前回の会議録につきましては、既に各委員に署名をいただいておりますので、承認することといたします。

日程第2、諸報告を行います。

まず、私から報告いたします。

【教育長諸報告事項について説明（資料のとおり）】

次に、各所管課分の報告をお願いいたします。

事務局

【学校教育課事業について説明（資料のとおり）】

事務局

【生涯学習課事業（生涯学習・スポーツ振興係、文化芸術係、中央公民館、歴史資料館、大山崎町体育館）について説明（資料のとおり）】

教育長

ありがとうございました。

ただ今の報告で、質疑等がございましたらご発言ください。
質疑もないようですのでこれを持って諸報告を終わります。

次に、日程第3、（第4号議案）令和5年度学校教育・社会教育の指導の重点を定めることについてを議題といたします。

第4号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、（第4号議案）令和5年度学校教育・社会教育の指導の重点を定めることについてのご説明をさせていただきます。

前年度との主な変更箇所ですが、今回は文言修正を数か所行っております。

11頁をお願いします。

まず、表紙の〈学校教育の重点目標〉では、『質の高い学力を育成する』としていた箇所を『確かな学力を育成にする』に修正しております。

〈社会教育の重点目標〉では、『社会総がかりで、子どものはぐくみを推進する』としていましたが、『「こどもまん中社会」を目指して』を追加しております。

12頁をお願いします。

次に、基本理念の3行目、基本的方向を「定めている。」を「示している。」に修正しております。

13頁をお願いします。

【重点目標1】の『質の高い学力』を、重点目標の変更に伴って『確かな学力』に修正しております。

14頁をお願いします。

【重点目標6】の①『学校における「いじめ防止基本方針」に基づく、いじめの防止と早期発見・早期解決』のところを、『組織体制による』を追加しております。

【重点目標7】の④適応指導教室名「たけのこ教室」を追加しており、⑥『保幼小中の連携・接続を推進』を更に具体化し、『保幼小連携・小中連携の充実を図り、円滑な接続を推進』に修正しております。

次に、【重点目標8】の④『中学校給食導入』を『中学校給食の実施』に修正しております。

15頁をお願いします。

【重点目標11】『環境づくりの推進』を『環境づくりを推進する。』に修正しております。

16頁をお願いします。

最後に、【重点目標15】の⑤『夏休み子ども歴史教室』を『現地見学会』に修正しております。

ご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。以上、簡単ではございますが、第4号議案の説明とさせていただきます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただ今事務局から説明がありました第4号議案に対する質疑を行

います。

教育長

それでは、討論を終結いたしまして、採決を行います。

(第4号議案) 令和5年度学校教育・社会教育の指導の重点を定めることについてを、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第4号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ありがとうございました。

次に、日程第4、(第5号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱についてから日程第13(第14号議案) 大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱についてまでは、関連議案ですので、一括議題といたします。

本10議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、第5号議案から第14号議案につきまして、提案の説明をさせていただきます。

17頁をお願いします。

まず、第5号議案から9号議案につきましては、いずれも大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱についてご提案するものであります。

第5号議案では小島 弘美(こじま ひろみ)さん、
第6号議案では磯川 由美子(いそがわ ゆみこ)さん、
第7号議案では津田 庸子(つだ ようこ)さん、
第8号議案では清水 里美(しみず さとみ)さん、
第9号議案では三浦 靖(みうら やすし)さんを、

いずれも人格識見高く、専門的知識を有するとともに教育に関しても精通し、適任と認め、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの任期で委嘱しようとするものであります。

資料として23頁に「令和5年度大山崎町立大山崎小学校評議員(案)として推薦理由等を一覧で整理しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、以上5名の皆様は、いずれも再任となっております。

24頁をお願いします。

次に、第10号議案から12号議案につきましては、いずれも「大山崎町立

第二大山崎小学校評議員の委嘱について」ご提案するものであります。

第10号議案では箕田 恵子（みのだ けいこ）さん、
第11号議案では吉川 理香（よしかわ りか）さん、
第12号議案では浅野 輝男（あさの てるお）さんを、

いずれも人格識見高く、専門的知識を有するとともに教育に関しても精通し、適任と認め、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの任期中で委嘱しようとするものであります。

資料として28頁に「令和5年度大山崎町立第二大山崎小学校評議員（案）」として推薦理由等を一覧で整理しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、以上3名の皆様は、いずれも再任となっております。

29頁をお願いします。

最後に、第13号議案から14号議案につきましては、いずれも「大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について」ご提案するものであります。

第13号議案では津田 定豊（つだ さだひろ）さん、
第14号議案では長谷川 里美（はせがわ さとみ）さんを、

いずれも人格識見高く、専門的知識を有するとともに教育に関しても精通し、適任と認め、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの任期中で委嘱しようとするものであります。

資料として32頁に「令和5年度大山崎町立大山崎中学校評議員（案）」として推薦理由等を一覧で整理しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、以上2名の皆様は、いずれも再任となっております。

以上、第5号議案から第14号議案、町立各小・中学校の学校評議員の委嘱について、簡単ではございますが提案の説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただ今事務局から説明がありました第5号議案から第14号議案に対する質疑を行います。

委員 評議員は、定数全員を変更されるということですか。

事務局 任期は1年ですので、毎年再任なり、新たに選任するなりしております。

委員 中学校は2人でしたか。

事務局 令和4年度の当初は3名でしたが、途中で1名の方が欠けまして、最終2名でした。

委員 通常合議体にするときは、意見が割れることがある時困るので、奇数にされることが多いと思いますが、2人にされている理由は何かあるのですか。

事務局 特に意識的に奇数ということはしておりませんので、学校として意見が聞ける状態か構築できるかどうかというところに重きをおいて人選しております。

委員 全員再任ですけれども、一番はじめに就任された日を全員教えていただけますでしょうか。

事務局 資料が手元にございませぬので、後日また配付させていただきます。

教育長 討論を終結いたしまして、採決を行います。
(第5号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。
したがって、第5号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第6号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。
したがって、第6号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第7号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。
したがって、第7号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第8号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について、原案

のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第8号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、（第9号議案）大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第9号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、（第10号議案）大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第10号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、（第11号議案）大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第11号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、（第12号議案）大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第12号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、（第13号議案）大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第13号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、（第14号議案）大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第14号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第14、（第15号議案）大山崎町社会教育委員の委嘱についてから日程第19（第20号議案）大山崎町社会教育委員の委嘱についてまでは、関連議案ですので、一括議題といたします。

本6議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

失礼いたします。

それでは、第15号議案「大山崎町社会教育委員の委嘱について」から第20号議案までの6議案について、一括してご説明申し上げます。

令和5年3月31日をもって社会教育委員の皆さまの任期が満了となることから、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間を任期として6名の方を新たに委嘱いたしたく、ご提案するものでございます。

恐れ入ります。40頁をお願いいたします。

今回ご提案しております、6名のうち5名の方につきましては、本町社会教育の推進にご尽力をいただいておりますことから、再任としてご提案しております。

第15号議案から第19号議案の再任の皆様のお名前のご紹介をさせていただきます。

森 一真(もり かずま) 様、
上田 幸代(うえだ ゆきよ) 様、
綾木 英雄(あやき ひでお) 様、
森 かおる(もり かおる) 様、
並川 裕子(なみかわ ゆうこ) 様 でございます。

最後に、第20号議案の澤井 久子(さわい ひさこ) 様につきましては、資料に記載のとおり、社会教育委員として相応しい経歴をお持ちであることから、今回新たにご就任いただきたくご提案させていただいたものでございます。

なお、学校長の2名とPTAからご推薦をいただいております1名の方につきましては、人事決定後、来年度の当委員会においてご提案させていただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、第15号議案から第20号議案までのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただ今事務局から説明がありました第15号議案から第20号議案に対する質疑を行います。

委員

ご高齢の方もいらっしゃると思うのですが、ご本人の負担は大丈夫なのでしょうか。

事務局

現状、第15号議案に記載しております森一眞様に委員長をお願いしているところですが、来年度につきましては、乙訓の社会教育委員会議の会長職があたっております。現在、副会長をしていただいておりますが、森様の方からもいきなり新任のかたで会長職は難しいということで、この2年間に限ってはこちらをお願いをさせていただきまして、会長職もあたることから引き受けさせていただきますというお言葉をいただいております。

年齢的には、ご高齢ではありますけれども、これまでの活動実績もあり快くお引き受けいただいているところであります。

教育長

質疑を終結いたしまして、討論を行います。

討論を終結いたしまして、採決を行います。

(第15号議案) 大山崎町社会教育委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第15号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第16号議案) 大山崎町社会教育委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第16号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第17号議案)大山崎町社会教育委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第17号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第18号議案)大山崎町社会教育委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第18号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第19号議案)大山崎町社会教育委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第19号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第20号議案)大山崎町社会教育委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第20号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

まず、事務局から、その他報告事項があるようですので、説明をお願いします。

事務局

私からは、町議会一般質問についてご報告させていただきます。

令和5年大山崎町議会第1回定例会(3月議会)が、先月の2月28日から昨日3月23日までを会期として開催されました。去る3月7日・8日の2日間にわたって行われました一般質問におきましては、町議会議員12名のうち

10名の方が、様々な町行政に関する一般質問をされました。その中で、6名の方が「教育委員会」関連のご質問をされ、各ご質問に対して、馬場教育長から答弁が行われました。

その答弁の内容を、質問要旨のみご紹介いたします。

先ず、井上 博明 議員であります。

「1. 小中学校のPTAについて

一部地区に解散するPTAがあるが、大山崎町の現状及び今後について問う。」の1件であります。

次に、小畑 孝信 議員であります。

「1. 複合化施設新築整備事業について

(5) 関連整備事業のうち、埋蔵文化財収蔵施設建築事業の概要が不明である。説明を求める。

2. 大山崎中学校給食実施事業について

(1) 事業費5,123万円は給食費無償としているが、2040年までの生徒数はどう変化すると予想しているのか。」の2件であります。

次に、波多野 庇砂 議員であります。

「1. 前川光共産党与党町政の公約「14才まで給食無償化」とは、実は町民負担過大の意味であることについて

(1) 国・府の該当する補助金交付の有無を問う。

(2) 京都府の全自治体の中で給食無償化実施の存否を問う。なお、長岡京市と向日市の係る動向を問う。

(3) 税の徴収並びに税の使用について、「公平」「原則」無償化を町立に限定すれば不公平。大問題であり14才までの私立その他の形についても、全員、町資料で2,300人、推定費用約1億2,650万円となりかねないが、町長は一切説明していないとして問う。」の3件であります。

次に、辻 真理子 議員であります。

「3. 放課後児童クラブ（学童保育）について

(1) 令和5年度入所決定状況を問う。

(2) 指導員確保の進捗を問う。

(3) 施設整備の実施設計予算が提案されている。今後のスケジュールを問う。

4. 生理用品の常時設置について

公共施設や学校のトイレにトイレットペーパー同様に生理用品を常備すべきと考えるがいかがか。」の4件であります。

最後に、井上 治夫 議員であります。

「2. 小中学校教職員の配置と35人学級について

(1) 新型コロナウイルス感染症などで、学校運営が大変だったと聞いている。また、病気休暇や産休の代わりに先生がすぐに来ないという事態もあり、

教職員に大きな負担となっている。義務教育教職員配置に責任を持つ京都府に大山崎町の現状は伝わっているのか。

(2) 少人数学級が、一人一人の児童生徒に目が届きやすく、学力向上にも生徒指導にも効果がある。小中学校の全学年で35人学級となっている県もある中、京都府は国基準のままで遅れている。

昨年度、大山崎町では町独自に大山崎中学校で教員を採用し、全学年で35人以下学級を実現されたが、来年度の計画を問う。

(3) 4月から給食が始まる大山崎中学校に、食育推進の要となる栄養教諭の配置は決まっているのか。

(4) 特別支援の必要な児童生徒が全国的に増えている。特別支援教育を担う教員や支援員の配置を問う。

3. 教職員の超過勤務を減らす取組について

(1) 教職員の勤務時間をどのように把握して、超過勤務削減に生かしているのか。

(2) 病気休暇や定年前退職が大きく増えていることがニュースになっている。教職員の仕事を減らす取組を問う。」の6件であります。

以上のように、小中学校PTA、埋蔵文化財収蔵施設、大山崎中学校給食、放課後児童クラブ、教職員配置・勤務時間などに関する取組等の教育課題に関わる多岐にわたるご質問に対して、現状や進捗、今後の方針、考え方などについて答弁させていただいたところであります。

私からは、以上であります。

事務局

私からは2点ご報告いたします。

1点目は、小中学校における新型コロナウイルス感染者数の状況についてでございます。

先月、2月27日の委員会におきましてご報告して以降、新たな感染者はございません。

続きまして、2点目は、令和5年4月以降の小中学校におけるマスクの着用につきまして、先週文部科学省から通知が届きましたので、それに従って運用することとしております。

また、その内容を本日の終業式におきまして、各保護者宛てに配付をいたしております。

学校教育課からは以上であります。

教育長

ありがとうございました。

ただいまの報告事項について、各委員から質疑等はございますか。

ないようですので、以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもちまして、令和5年大山崎町教育委員会3月定例会を閉会いたします。
お疲れ様でございました。

大山崎町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年3月24日

教 育 長 署 名

教育長職務代理者 署 名

委 員 署 名

委 員 署 名

委 員 署 名

書 記 署 名